

[令和8年度 第2回新潟地方最低賃金審議会 議事録]

1 日 時 令和8年7月29日(水) 14:00～15:40

2 場 所 新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

3 出席者

公益代表委員 長谷川会長、有元委員、磯部委員、上村委員、小淵委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、小林委員、櫻井委員、永井委員

使用者代表委員 徳武委員、庭山委員、田中委員、竹越委員、廣井委員

事務局 黒部労働局長、岡崎労働基準部長

木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

4 議題

(1) 新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について

(2) 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について

(3) 令和8年最低賃金基礎調査結果(報告)について

(4) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局 佐藤室長補佐]

定刻になりましたので、ただ今から「令和8年度第2回新潟地方最低賃金審議会」を開会いたします。
はじめに、定足数についてご報告いたします。本日は全員出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしていることから本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日の審議会は、新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。傍聴者を10名の公募を行いましたところ、定数を上回る応募がありましたので、抽選させていただき10名が傍聴されております。

また、取材として記者の方が2社・2名傍聴されています。

なお、最低賃金の改正決定にあたり、意見を述べられる方5名にお越しいただいております。

事務局からの説明は以上となりますので、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

[長谷川会長]

それでは議事に入ります。

まず、机上配布資料、ファイル資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

[事務局 木村室長]

最初に配布資料の説明をさせていただきます。

日本成長戦略および経済財政運営と改革の基本方針 2026 について、お配りさせていただいております。7 月 21 日に日本成長戦略および経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されております。これを踏まえた審議のお願いとなります。

読み上げさせていただきます。

令和 8 年 7 月 21 日に日本成長戦略および経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されました。令和 8 年度、新潟県最低賃金額の改定について、これらに配慮した貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 29 日

新潟労働局長 黒部恭志

日本成長戦略の関係部分の抜粋としましては、9 ページの 5 番、実質賃金、最低賃金の引上げへの対応であります。

- ・ 2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1%程度の上昇、すなわち、持続的、安定的な物価上昇の下で、物価上昇率を年 1%程度上回る、賃金上昇を賃上げのノルムとして、我が国に定着させる
- ・ 最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年前半、できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する

と決定されております。

経済財政運営と改革の基本方針 2026 の関係部分の抜粋としましては、12 ページの賃上げ環境整備では、毎年の最低賃金の引上げについては、こうした政府の取り組みも踏まえつつ、法定 3 要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう議論をいただきます。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る、と決定されております。後ほど適宜ご参照いただきたいと思います。

続きまして、ファイル資料の説明をさせていただきます。

資料 No.1 は、これから意見陳述を行っていただく予定の皆様から、あらかじめご提出をいただいております意見陳述書等です。

資料 No.2 は、最低賃金の決定等に関わる関係使用者の意見聴取に関する意見書です。

資料 No.3 は、賃金構造基本統計調査の資料です。後ほど担当から説明をさせていただきます。

資料 No.4 は、新潟県の毎月勤労統計調査、地方調査結果の令和 8 年 4 月分で、1 回目の審議会資料のリバイス版になります。

資料 No.5 は、令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。後ほどご説明をさせていただきます。

資料 No.6 は、最低賃金に関する基礎調査の結果です。こちらにつきましても、後ほど担当から説明をさせていただきます。

資料 No.7 は、新潟県最低賃金の推移です。

資料 No.8 は未満率と影響率の推移です。最低賃金に関する基礎調査結果を参照したものとなります。

資料 No.9 は審議会への要請書になります。こちら後ほど説明をさせていただきます。

資料 No.10 は、地方自治法第 99 条の規定に基づく、新潟県議会議長からの意見書です。

資料 No.11 から 13 は、第 1 回目の審議会資料のリバイス版になります。

また、別冊といたしまして、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料をお配りさせていただいております。後ほどご確認いただければと思います。資料の説明は以上となります。

[長谷川会長]

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございませんか。よろしければ、次の意見聴取の件に移ります。新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

[事務局 木村室長]

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく、関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取につきまして、第 1 回審議会でご確認いただきました通り、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に基づき、7 月 23 日木曜日を期限として必要な公示を行ったほか、当局のホームページに掲載して意見を求めました。

その結果、えちごユニオン、レインボーユニオン、新潟県労働組合総連合、新潟大学職員組合、新潟県医療労働組合連合会介護対策委員会、新潟県公務公共一般労働組合から、資料 No.1 の通り、意見書の提出がありましたので、本日お越しいただいております。

また、本日は来られておりませんが、新潟民主商工会、新発田民主商工会から資料 No.2 にあります通り、意見書を受理しております。

ご審議いただきたいのは、新潟大学職員組合は、アルバイトを含む就労学生の意見の代弁者として酒匂宏樹様から、また、新潟県公務公共一般労働組合につきましては、新潟県の会計年度任用職員の方が多く加入していますことから、この方たちの意見の代弁者として、坂井雅博様から意見書の提出がありました。

会計年度任用職員につきましては、地方自治体の臨時非常勤職員の採用制度になります。令和 2 年 4 月から運用され、同職員は地方公務員扱いとなりました。これにより、最低賃金法の労働者には該当しないということになりました。しかし、総務省の通達における適切な給与決定として、最低賃金を含めた地域の実情に留意するよう、通知されていますことから、意見を述べたいということです。

この 2 名につきましては、代弁者として意見を述べたいとのことからして、最低賃金法第 25 条第 6 項において、関係労働者及び使用者に加え、その他の関係者から審議に際し、必要と認める場合に意見を聞くものとする、と定められているものの、意見陳述の可否についてご審議をお願いいたします。

[長谷川会長]

ただいま事務局から説明がありました通り、最低賃金法 25 条の第 6 項に基づき、新潟大学職員組合、新潟県公務公共一般労働組合の意見陳述の可否についてご審議をお願いいたします。

まず、労働者代表委員の方からご意見はございますでしょうか。

[労働者代表 遠藤委員]

労働者委員の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。広く意見を聞くという観点からご異議ございません。

[長谷川会長]

ありがとうございます。それでは使用者代表委員、ご意見はございますでしょうか。

[使用者代表 徳武委員]

使用者委員の徳武でございます。私どもも審議にあたりまして、なるべく広くの方から意見を伺うことは非常に重要なことだと思っておりますので、特に異議はございません。

[長谷川会長]

ありがとうございます。今、労使双方から異議がないというご意見いただきましたので、意見陳述を認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは新潟大学職員組合、新潟県公務公共一般労働組合の意見陳述を認めたいと思います。では意見聴取を始めたいと思います。

事務局から意見陳述人に説明をお願いいたします。

[事務局 木村室長]

意見陳述人は名前が呼ばれましたら、陳述席まで進み、氏名、所属、役職を名乗られ、10 分以内で意見を述べていただくようお願いいたします。

意見陳述人よりいただきました意見書は、先ほどお話しした通り、資料 No.1 となります。

資料 No.2 の関係使用者からの意見書につきましては、書面のための申し出となっております。

[長谷川会長]

ありがとうございます。それではまず、えちごユニオン小山様、よろしくお願いいたします。

[意見陳述人 えちごユニオン小山執行委員長]

えちごユニオンの執行委員長をやっております、小山といいます。よろしくお願いいたします。

えちごユニオンは意見書の方で、早期の 1,500 円の実現をはじめ、全国一律最低賃金制度への改正、現行の最低賃金では、法が規定する人たるに値する生活には程遠く、生活実態に見合う引き上げなどを要請しております。

昨日、中央審議会の方で判断が果たされております。新聞報道によりますと、4.9%増ということで、全国加重平均で 1,176 円という目安のようです。

私どもを求めています内容からしますと大変低い。こういう金額では、ほとんど労働者の生活改善はままならない。そのように受け止めておりまして、中央審議会の判断については、極めて遺憾だと思っているところであります。

意見書に関連いたしまして、2 点ほど申し上げたいと思います。

1 つは、自動車業界で、最低賃金近傍で働く 50 代の労働者の実態であります。彼は昨年 9 月の改定前には時給 1,020 円でした。10 月に県の最低賃金が 65 円上がりまして、1,050 円になったわ

けですけれども、自分は 30 円しか上がらなかったと言います。最低賃金に違反していないんだからと言ってですね、これでいいのでしょうかという問題提起であります。最低賃金近傍で働かせている事業者に対して、少なくとも最低賃金引上げ額以上の賃金引上げの縛りというものをかけるような制度設計というのが必要ではないでしょうか。彼の立場から言いますと、労働組合にも縁がなく、しかも最低賃金近傍で働かざるを得ない状況であります。そうなりますと、最低賃金の引上げ額というのが唯一頼れる存在だというわけです。このような実態にある労働者の状況から、最低賃金の改定がより幅広い労働者の改善につながるような仕組み作りというのが求められているのではないのでしょうかというのが 1 つの訴えであります。

もう 1 つは、昨年も報告をしておりますけれども、ハローワーク上越のいわゆる週刊求人情報、最低賃金が上がりました 10 月と、それから今年の 7 月、これを比較してみました。パートタイムですけれども、最低賃金そのものの表示の求人票ですが、これが昨年 10 月は 45%でした。この 7 月を見ますと、35%ということで、10%ほど減少はしているんですけれども、相変わらず、清掃とか販売、調理、介護、こういう職種で多く見られております。

求人の 3 分の 1 以上が、最低賃金そのものをその求人票に表示しているわけです。違反していないんだからということもあるでしょうけれども、こういう状況なので、これを何としても変えていくような働きかけが欲しいなというところです。

また、最低賃金が 1,050 円ですので、たった 50 円と言いますか、1,100 円未満の状況も見えていました。昨年は 65%でした。この 7 月、それが 53%、若干下がっていますけれども、それでも半数以上の求人最低賃金ぎりぎりという求人状況です。ちなみに、えちごユニオンは今すぐ 1,500 円を求めています。

そういうことから、1,500 円以上の求人、これがどれくらいかということで調べてみました。この 7 月、たったの 8%でした。これらの割合が先ほど言ったパーセンテージと、今の 8%、1,500 円以上が、こういうその比率が逆転するような状況を作らないと、本当に労働者の生活改善というのはおぼつかないと実感をしているところです。

さらに、業務がほとんど恒常的業務です。調理にしても、介護にしても、清掃にしてもそうです。ところが、雇用期間の定めあり、これについては昨年 73%、この 7 月 66%でした。

なぜこの恒常的な業務なのに期間の定めがあるのか、という大きなクエスチョンマークが頭の中につきまします。3 分の 2 以上が、このように雇用不安の中で働かざるを得ないという状況なんだということを是非皆さんからもご理解をいただきたいわけです。賃金改善も雇用の安定がなければなりません。関係業界への大幅な賃金改善とともに雇用の安定につながるような審議を期待したいと思います。よろしくお願いします。以上です。

[長谷川会長]

ただいまの意見陳述についてご意見やご質問はございませんか。よろしいですか。どうもありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、レインボーユニオン山崎様、よろしくお願いします。

[意見陳述人 レインボーユニオン山崎代表]

レインボーユニオンの代表の山崎と申します。私たちの主張の基本は、最低賃金を今すぐ 1,700 円にすることと、透明性の高い議論をすることです。

資料の 1 ページ目、大きな 1 番の(1)、最低賃金は物価高騰を上回るものでなくてはなりません。実感としては、頻繁に購入する品目の指標が良いと思われます。また、今年は特にイランにおける戦争の影響による今後の物価高騰も念頭に置く必要があります。

資料 2 ページ、(2)、生計費を重視すべきですが、生計費は都道府県ごとにばらつきが大きすぎて、あてになる数字であるとは思っていません。労働組合が行っている生計費調査で計算すべきだと思います。

2025 リビングウェイジでは、自動車保有の場合、時給 1,460 円とされますし、新潟県労連の最低生計費調査は、時給 1,837 円です。私どもの組合員のケースですけれども、フルタイムで働いて、時給が約 1,500 円ですが、コロナ禍で借りた生活福祉資金と、車のローンを毎月 5 万円ほど返済しています。

この人が、パワハラを受けて精神疾患を発症したことを理由に休職をしたので、収入が絶たれたということがあります。ライフラインの方は 1 か月遅れで支払いをし、病院の診療費の支払いがやっとでした。手元には数千円という状態で、とりあえずフードバンクを利用して食事を確保したというケースがあります。このように今時給 1,500 円では貯蓄ができず、万が一の時の備えができないというケースが生じます。

3 ページ目、大きな 2 番ですけれども、ILO 条約によれば、最低賃金のあるべき水準の議論は、労働者およびその家族の必要に基づく生計費です。家族を考えるのであれば、若年単身者ではなく、ひとり親世帯で考えるべきだと思います。同じく 3 ページの下の方、大きな 3 番です。昨年度の地域別最低賃金の議論で、大きな話題となった発効日のばらつきについてです。新潟では 10 月 2 日発効となりましたが、11 月以降の発効は 27 府県と過半数を占めています。発効日の遅れは労働者の生活にとって深刻な影響が生じます。今年度も発効日はこれまで通り法定発効で、10 月 1 日を原則とすることを強く求めます。

次の 4 ページ、大きな 4 番です。この後あるかと思いますが、自治体の会計年度任用職員や、フリーランスの最低賃金を意識した金額設定となっています。そうした人たちのことも念頭に議論をお願いいたします。

同じく 4 ページ、大きな 5 番です。使用者団体の意見書のうち、No.2 の 1 と 2 の 2 ですが、新潟民主商工会と新発田民主商工会から出されている意見書があります。そのどちらの意見書も最低賃金の引き上げに対する十分な支援を求めています。

この項目に関連して、すでにご承知と思いますが、全国で自治体による賃上げに対する直接支援が始まっています。審議会として、地方版政労使会議の場などをとらえて、ぜひ新潟県へ、賃上げの直接支援を要請することをご検討いただければと思います。

5 ページ、大きな 6 番、審議会運営に関する要望についてです。ここは具体的には 3 点を要望しますが、(2)と(3)はお読みいただくこととして、ここでは(1)について少し時間を割いて述べさせていただきます。

(1)、二者協議の議事録についてです。昨年度まで二者協議についても議事録が作成されていました。しかし、今年度は事務局より二者協議に一切関与しない、二者協議の議事録は作成しないという方針が示されています。

しかし、これは運営規定に反する恐れがあります。運営規定の第 5 条と第 6 条を 6 ページに示します。

まず、率直な意見の交換の確保と、意思決定の忠実性を守るため、二者協議は非公開とするという

判断は、第 5 条会議の公開に関するものであり、議事録の作成義務を定めた第 6 条とは別の問題です。

つまり、議事録の作成と、会議の公開の可否とは切り離して考える必要があります。運営規定第 6 条では、会議の議事については、議事録を作成するものとする明瞭に定められており、議事録の作成は義務規定です。部会長がこれから二者協議を行います、と宣言をし、委員には控室が用意され、時間が来れば呼ばれ、こうした正式な手続のもとで行われています。扱われる内容も金額審議の中核的なものです。第 5 条で非公開の会議としたものの、二者協議が会議の議事に含まれないとする解釈には自己矛盾が生じます。

国家公務員である委員が、最低賃金の金額審議の中でも最も中心的な業務を行っている以上、議事であることは明らかですので、事務局が関与するしないにかかわらず、第 6 条の議事録作成義務の対象であることは明かです。

近年は二者協議についても議事録が作成され、二者協議が会議の議事に該当するとの解釈が、実務として確立していました。確かにそれ以前の年度では議事録が作成されていませんが、近年の運用は改善され、議事録を作成する方向へと是正されてきた経緯があります

こうした改善されてきた運用を、今年度になって、突然、二者協議には一切関与しない、二者協議の議事録は作成しないという方針へと逆行させる合理的な根拠は示されていません。制度の趣旨に沿って整備されてきた運用を後退させる解釈変更は、審議会運営の透明性と信頼性を損なうものであり、到底容認できるものではありません。

さらに、議事録作成義務の主体は部会長であり、実務的な作成作業は事務局が担うことを前提として、制度が構築されています。

したがって、事務局の二者協議に一切関与しない、二者協議に議事録は作成しないとする方針は、この制度上の前提を放棄するものであり、部会長の議事録作成義務を履行できなくする点で重大な問題です。事務局が本来の役割を果たさないまま、議事録を作成しないことは、運営規定第 6 条の趣旨に反するものと考えます。第 6 条第 2 項で、非公開とするかどうかは部会長の裁量とされていますが、議事録そのものを作成しないとする裁量は規定上存在しません。

また、第 3 項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開する義務が定められています。

その他、第 1 回本審で配布された資料 No.3 の事務連絡で、議事録の公開に時間を要する場合に、議事要旨を作成、早期公開することは推奨されています。

しかし、議事要旨はあくまで最低限の代替措置であり、議事録が作成されていない場合、要旨の正確性を検証することができません。議事録が存在しないことは審議の流れ、発言内容、各委員の主張が記録として残らず、検証可能性がゼロとなることを意味し、最低賃金決定過程の透明性や納得感を大きく損なう重大な問題です。

なお、二者協議の内容は、全体会議において部会長が報告することにより、一定程度共有されますが、これは要約に過ぎず、発言者、議論の流れ、争点の整理を客観的に記録する議事録の代替にはなりません。部会長の報告は全体会議の議事であり、二者協議の議事そのものではないため、二者協議の議事録を作成しない理由とはなり得ません。

さらに、2024 年度第 2 回専門部会の議事録には、当時の労働基準部長は非公開の部分も議事録を作らなければならないとの発言が記録されています。

最後の 10 ページをご覧ください。これは、全員会議の際の議事録に関するやり取りの部分だけ抜き出したものです。事務局から「よくよく規定を見ると、議事録は作らなければいけないようです。非

公開の部分も。」とあります。これについて使用者委員から「もちろんそれは作らないといけないと思っています。」と賛同している様子が記録されています。公労会議でも同様の説明があり、労働者委員から反対する様子はありませんでした。

この 2 年前の判断との整合性も問われます。加えて、事務局はこれまで議事録作成の案内の他、公益委員の作成補助、労使の要望事項へのとりまとめ、資料の差し替えや資料の解説、部会長補助、労使委員の案内など、二者協議の運営に複数の重要な役割を担ってきました。これらはいずれも協議の円滑な進行に不可欠であり、事務局が一切関与しないという運営は、会議進行に支障を生じさせる恐れがあります。まずは、運営規定第 6 条の解釈についてお尋ねして、これで陳述を終わります。

[長谷川会長]

ただいまの意見陳述につきましてご意見やご質問はございませんか。よろしゅうございますか。ご意見ありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、新潟県労働組合総連合 寺崎様、よろしくお願いいたします。

[意見陳述人 新潟県労働組合総連合 寺崎議長]

労連の寺崎と申します。よろしくお願いいたします。私の発言の内容と次のページに最低生計費調査の資料がありますので、こちらもお覧になっていただきたいと思います。

読みまして、発言に代えさせていただきます。

中央最低賃金審議会で、6 月に臨時審議会が開かれましたが、その時に改定審議の開始に先立ちまして、次のようにまとめをされています。25 年度最低賃金改定で、39 道府県が中央の目安額を上回る改定を行ったことについて、その背景に近隣県との競争意識、あるいは回避の意識があったとの認識を示すとともに、地方最低賃金審議会の決定が、地域の実態と乖離した引き上げ額を導き出すことは適切ではない、としています。

このことは、中央審議会が一律に目安額に沿った審議を、地方最低賃金審議会に求め、目安額を大きく上回る答申を行うことを抑えるようなメッセージとして、受け止められかねないものであります。新潟地方最低賃金審議会におきましては、自主的、主体的な判断を萎縮させることのないよう審議を求めるものです。

骨太の方針 2026 が閣議決定されました。賃上げ環境整備につきましては、先ほど事務局の方からもありましたが、骨太方針 2025 で掲げられた 20 年代全国平均 1,500 円の目標を、2030 年代前半、できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成するということと先送りし後退させるとともに、賃上げは単なる分配ではなく、と位置づけまして、労働者や中小企業経営者に対して、稼ぐ力を強化せよと、自助努力を強いるものになっています。

1985 年、労働者派遣法制定以降、今や非正規雇用労働者は 2,000 万人以上になっております。現在は、労働者全体の 35 から 40%弱に上っています。年収 200 万円以下の労働者が全体の 20%、恒常的に占めるようになり、世界的にも賃金が上がらない国と言われています。円安が続く、物価高騰が長期化する中、賃金の引上げは物価上昇においてつかず、実質賃金は 4 年連続で低下しています。

非正規、正規労働者を問わず、最低賃金近傍で働く労働者からは、食費や光熱費を切り詰め、受診を控え、必要な支出さえ抑えざるを得ない実態が寄せられています。そもそも 1 日 8 時間、週 5 日も働いている人が普通に暮らせないというのがおかしいと思いませんか。

7 月に厚生労働省が公表した国民生活基礎調査によりますと、生活が苦しいと感じる世帯は、

55.4%にのぼり、子どもがいる世帯で苦しいと回答したのは、61.5%、母子世帯で82.1%にのぼりました。私の後から意見を述べられる介護労働者、自治体の非正規労働者は、圧倒的に女性が占めています。彼女らの生活実態、またアルバイトで学業を続ける学生たちの暮らしにも耳を傾けていただきたいと思います。

最低賃金法第9条は、生計費、賃金および通常の事業の賃金支払い能力を考慮して、最低賃金を決定することを求めています。しかし、最も重視されるべき生計費の実態について、十分に踏み込まないままにきています。新潟県労連が昨年、最低生計費調査、文化的な生活を営むことが可能な最低時給を発表しました。時給に換算すると、25歳男子、東区在住、1,837円の時給が必要であるとの結果が出ています。上部団体の全労連では、ここ10年来、各県で最低生計費調査を行っております。この資料にあります通りであります。一番上が一番新しい資料でありまして、ご覧になってわかると思うんですが、黄色い縦のところであります。だいたい一番上が佐賀県佐賀市で1,938円、という結果が今年の7月に出ました。札幌市も1,879円、前橋市も1,851円、東京の北区で1,924円と、どこの市を見ても1,900円、1,800円ぐらいを示すようになりました。各県の最新の結果にありますように、月中は27万から29万円必要であるとの結果が出ています。フルタイム、月150時間で働くとして、若者が自立し、人間らしく生活するための最低必要な生計費は、時給で1,700円から1,900円であることが明らかになっています。

さらに、全国どこでも同様の賃金がなければ人間らしい生活はできないとの結論も出ています。静岡県立大学短期大学部の北澤先生は、2022年以降の物価高騰によって最低生計費が急激に上昇しているとした上で、収入が最低生計費のラインを下回ると、生活の楽しみや生きがいを制限せざるを得なくなる。頑張れば一定の生活ができ、希望する人が安心して家庭を持てるよう、所得を底上げしていく対策が必要だと話しています。新潟で就職して結婚し、子どもを育て、安心して老後を暮らせる賃金が必要ではないでしょうか。

私たちは10年後に1,500円ではなく、今すぐ1,700円、目指せ2,000円という要求目標を掲げています。最低賃金の引き上げに伴う中小企業の負担を、国や県に直接支援を求めます。

私たちは、最低生計費調査結果を踏まえ、労使代表双方の議論が十分行われますようお願いしております。また最後に、6月30日に労働局長と審議会の会長に提出いたしました、最低賃金に関わる要請書をぜひ審議していただき、できれば結果も知らせていただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

[長谷川会長]

ただいまの意見陳述についてご質問やご意見はございませんか。よろしいですか。ありがとうございました。席にお戻りください。続きまして、先ほど審議しました新潟大学職員組合 酒匂様、よろしくお願いいたします。

[意見陳述人 新潟大学職員組合 酒匂中央執行委員長]

酒匂宏樹です。意見陳述の機会をありがとうございます。私は新潟大学職員組合で中央執行委員長をしております。新潟大学職員組合は、大学教職員が加入している労働組合です。

しかしながら、相談する学生が組合の事務室まで来ることがあります。たびたび来る複数の学生に、バイトの時給について、名前や個人情報を記録に残さずに、審議会で意見陳述できるよと伝えました。一部の学生は前向きでした。

しかし、残念ながら実現しませんでした。学業との兼ね合いで、水曜日の午後に来ることができないという方もいらっしゃいました。より深刻なケースとしては、物言う労働者であると社会から認識されて、就職活動に影響が出てしまうのではないかとという恐怖心が拭えずに、陳述に至らなかったケースがありました。将来の社会を担うのは、若者や学生たちです。彼らの意見は共有されるべきです。この部屋でも、今後の意見聴取の機会のあり方について、ご一考願いたいと思います。彼らの発言を抑えるという選択は、自由意志に基づいた判断ではありません。今日のところは学生たちの言葉を引用しながら、現状認識を述べたいと思います。

当組合には非常勤職員など賃金の低い労働者もありますが、彼ら彼女らの意見は残念ながら割愛して、学生の意見を優先させたいと思います。それから学生の現状をお伝えしながら、学生の言葉をそのまま伝えていきたいと思っているんですが、わざわざ労働組合の扉を開く前述のような学生は、もしかしたら特殊な学生かもしれません。ですので、それとは別に、講義科目等で出会った学生に匿名の調査をしました。学生たちのコメントは多岐にわたりますが、次の 3 点に注目していただくために選びました。

1 点目は、家計の維持のためにアルバイトをしている学生が少なからずいるということです。

2 点目は、学習時間と睡眠時間を削りながらアルバイトをしているという学生がいるということをお伝えしたいと思います。

3 点目は、一部の学生が、新潟県以外の他地域と賃金を比較しているということが分かりましたので、そのことを報告させていただきたいと思います。

それではまず 1 点目に関わることの学生の意見を紹介したいと思います。家計の維持のために、アルバイトをしているという学生がいるということです。

調査では、124 名の学生から返答を得て、そのうちの 73 名がアルバイトをしていました。働いている 73 名のうち 32 名が、アルバイトは家計や生活費の足しにするためだ、もしくは、将来の生活費を準備する貯蓄のためだと答えました。それに対して、余暇のためのお金を稼ぐためだと答えた学生は 31 名。ほぼ同数ですが、若干、家計や生活費のためと答えた人数の方が上回っていたわけです。アルバイトは学生がなぜアルバイトをするのかということは、社会の状態が変遷していく中で変わっています。私より 10 歳以上、上の方々が学生の時アルバイトをしていたのは、余暇のためというケースが多かったと思います。余暇をより充実させるため。私は今 40 代前半なんですけれども、40 代前半の人たちが大学生だった時になぜアルバイトをしていたかということ、社会経験を積むため、人間関係を構築する方法を学ぶためというケースが多かったというのが私の体感です。

今回分かったのは、相当な割合の人が、およそ 4 割ぐらいの人が、生活費や家計のためであるというふうに答えています。ここから、1 人ずつ学生のコメントを紹介していきます。実在の人物なんですけれども、A から M まで 13 の記号を振って紹介したいと思います。

A さん、そろそろ生活費のためにバイトをしようと考えている。1 人暮らしで費用を削るとしたら、食費を犠牲にすることが多い。

B さん、国民年金保険料をバイト代から支払っている。

C さん、国民年金保険料の支払いについては猶予申請中だ。

D さん、賃金が低く、毎月貯金をしようとするが思うような額にならない。

E さん、大学に入る際、親が仕送りをしてくれると言っていたが、されておらず、生活費を下ろすたびに残高が減り続けることに不安を感じている。兄弟が多く、まだお金がかかるのに無理を言って遠くの大学まで通わせてもらっている以上、親に仕送りを頼むのは申し訳なくて言うことができない。もっ

と稼ぎたいが、勉強や睡眠時間のことを考えると思うように働けない。

F さん、最低賃金 1,050 円に対して物価高の兼ね合いもあり、稼いでも月末はピンチになる。

G さん、学生食堂で食べる量を控えている、教科書や教材の購入も我慢している、ということです。生活費のためにアルバイトをしているが、生活費は十分にはならないようです。

そして 2 点目に移りたいと思います。学生たちの時間ですね。アルバイトをするためには、当然ながら時間が必要です。どのように時間を作っているのかお伺いしてコメントを抜粋します。

H さん、これは本人じゃなくて本人の先輩ですね。先輩が陸上部に入っていたが、遠征費や大会の参加費が自己負担でお金がかかるから退部したいと言っていました。部活があるとアルバイトの時間が限られるからどちらかしか取れないとのことでした。陸上部に入りたいのに入れないというのは、文化的な生活を保証している社会とは思いません。より深刻なコメントも寄せられました。

I さん、勉強時間と睡眠時間を削って働いている。次の日に 1 限があるととてもきつい。J さん、バイトを始めてから資格勉強に手をつけるのが難しくなった。

つまりは将来の自分の生活の構築に必要な時間を削って今アルバイトをして生活費を稼いでいるというケースがあるということです。このように睡眠時間や学習の時間を削ってアルバイトをしている実態がいくつもあります。学生たちが学習と健康の維持に時間を使えるようにすることは先行者の務めであると思います。

私の調査では、おおよそ半数の人が、最低賃金プラス 49 円以下で働いています。そして最後は、ぜひ注目していただきたいのですが、学生が自由に書き込まれる自由記述欄では、最低賃金の他地域との比較について、いくつかコメントが寄せられました。

これは私が比較してくれと促したわけではありません。調査の文面には一切そのようなことは書いていないんですが、他地域との比較をしていました。

K さん、他県の友人と久しぶりに会ってバイトの話になると時給低いねと言われる。

L さん、遠方に住む友人と遊ぶためのお金を用意するために働いているが、関東で働く友人とは基本給に 250 円の違いがある。少しでも空いた時間で稼ぐために、アルバイトを掛け持ちし、時給が上がる朝と夜に働いているが、時給がかけ離れすぎているために、友人のもとに遊びに行くときは、現状交通費以外はほぼ友人持ちである。お金のことで友人に心配や迷惑をかけたくない。

そして最後のコメントを紹介します。

M さん、時給が地元の方が高く、この方は地元があって新潟に学ぶために来ている方ですね。時給が地元の方が高く、長期休みに帰ってアルバイトをしている。

地域間の差異について、少なくとも一部の学生は注目しています。賃金が若者たちの移動を決定する要因になっているという認識を共有したいところです。

最後に、私の方からコメントさせていただきます。多くの大学が授業料の値上げを実施検討する中に、新潟大学の学長も先月 8 日に授業料値上げは現実的な選択肢の 1 つと公言しました。県内私立公立大学にも、授業料に対する上昇圧力が及ぶことにより影響が出るかもしれません。家計に対する圧迫が続く中で、社会が学生たちを大切にしていると学生たちは考えていないでしょう。自分で何とかしなくてはと思いながら労働しているものと推察します。このままの社会でいいとは思いません。最低賃金が上がれば、学生たちの金銭的な、そして何よりも学業に与えられるような時間的余裕が生じます。年長者が担うべき役割を思い出せば、1,050 円からの大幅な引き上げ以外にないということがご理解いただけるものと思います。私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

[長谷川会長]

ただいまの意見陳述についてご質問やご意見はございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして新潟県医療労働組合連合会介護対策委員会 吉田様、よろしくお願いいたします。

[意見陳述人 新潟県医療労働組合連合会介護対策委員会 吉田副委員長]

よろしくお願いいたします。私は新潟県労連介護対策委員会で副委員長をしております吉田と申します。職種は介護福祉士です。本日はこのような貴重な機会をいただき本当にありがとうございます。

私からはケア労働者の立場から、とりわけ介護労働者として、最低賃金の大幅引上げは待ったなしだということを述べさせていただきたいと思います。皆さんは、ケア労働者の賃上げは国がすべきこと、医療介護報酬の内容だと思うかもしれませんが。

その通りなんですけれども、私たちの賃金は最低賃金にも大きく関係していることも含めて、これからお話をします。今日は資料として、日本医療連の 26 春闘の資料をつけさせていただいているので、併せて見ていただければと思います。医療介護福祉は国民、県民の命を守るために必要な公的インフラ産業だと私は思っています。

そのような重要な職種であるケア労働者の賃金は、この 30 年、上がっていません。公定価格である医療介護福祉分野の賃上げというのはいつも置き去りにされていて、さらに働く地域によって、賃金に大きな格差が生じています。

つまり、ケア労働者の最低賃金は地域最低賃金に連動した状況になっており、最低賃金の地域格差がそのままケア労働者の賃金の地域間格差につながっています。この差がある限り、労働者は賃金の高い都市部へと流れて、地方の深刻な人員不足を解消することはできません。これは医療介護だけでなく、全産業に言えることだと思っています。

医療介護福祉労働者の多くは国家資格を持って仕事をしています。事業所の運営は全国一律の報酬制度が基本です。しかし、賃金は地域間格差の影響もあり、看護師の初任給では最高と最低で約 12 万、介護士では最高と最低で約 7 万円の格差があり、50 歳で比べると、看護師の最高と最低で約 20 万、介護士の最高と最低で約 18 万円もの格差になっていることが、昨年日本医療連の調査でも明らかになっています。

さらに、2022 年から 2024 年の 3 年間で、全産業平均賃金が 18,000 円上がっているのに対し、医師を除く医療職の平均賃金は約 8,000 円の賃上げにしかならず、全産業との賃金格差は広がる一方です。電気やガス、水道などのインフラ産業は原材料の高騰を料金の値上げや税の投入で価格転嫁し、国民の負担のもと賃上げが可能になっています。

しかし、医療福祉は国が価格を定める公定価格なので価格転嫁ができません。物価高騰や賃上げへの対応は困難な状況におかれています。ケア労働者の賃上げが進まないことで、離職は止まらず、人員も確保できず、倒産や廃業する介護事業所の数は、年々、過去最高の件数となっています。医療福祉もインフラ産業と同じだけの処遇改善を行うべきと考えます。少し介護労働者の働き方にも触れてみたいと思います。

先ほど述べたように、介護労働者の賃金は最低賃金近傍となっています。賃上げも思うように進みません。そのような状況でお金を稼ぎたいからと、介護労働者から副業を望む声が出ているのが実態です。介護施設で正規職員として働きながら、夜勤明けや早番の勤務終了後、休みの日などに居酒屋でバイトをする。私も現場で働いていたので、本当に考えられない時代だと思っています。介護

現場では 9 割以上の事業所で 2 交代夜勤となっていて、その 87.5%が 16 時間以上の長時間労働です。しかも夜勤中は 1 人体制になっていますので、休憩や仮眠もまともに取れないというのが現場実態となっています。

そんな過酷な仕事をしながら、さらに働かなければいけないというのは、介護という仕事の賃金がいまにも低くて、とても生活できないからです。命を守る仕事であるにもかかわらず、そこで働く労働者が自分の命を縮めるような働き方をしています。介護の仕事は好きだけれども、賃金が低いからダブルワークをせざるを得ないという声も聞きます。自分の体よりもお金、こんなのは絶対におかしいと思います。介護だから仕方ないのでしょうか。賃金安くていいのでしょうか。介護労働者は最低賃金近傍で働く人がほとんどです。最低賃金を引き上げなければ、介護を担う人はいなくなり、在宅でも施設でも崩壊してしまいます。合わせて地域間格差もなくなさなければ、新潟県の医療や介護も崩壊してしまいます。

介護保険が始まって 26 年です。この間の物価高で他産業の賃上げは、人材確保の観点からも進んでいます。私の職場でも、介護をやめて IT 系の仕事に就くと言って、職場を去った人間がいます。介護の養成校もどんどん少なくなって、新潟の学校を出たとしても、新潟は賃金が安いから、同じ仕事をするなら賃金が高い都市部に就職先を求めます。同じ資格でありながら、働く地域で賃金に差があるのは本当におかしいと思います。冒頭申し上げましたが、医療や介護は国が決める法定価格で成り立っています。

国の制度が変わらなければというのは十分に分かっています。ですので、委員の皆さんには今日私が話したことを十分に理解していただいて、重く受け止めていただいて、審議会としても、ケア労働者の賃上げが可能になるその報酬制度への改善、またそれを全額国費で賄えるよう、診療報酬、介護報酬の引き上げを国に求めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

[長谷川会長]

ただいまの意見陳述についてご質問やご意見はございませんか。よろしいですか。ありがとうございました。席にお戻りください。続きまして、先ほど審議しました、新潟県公務公共一般労働組合 坂井様、よろしくお願いします。

[意見陳述人 新潟県公務公共一般労働組合 坂井執行委員長]

新潟県公務公共一般労働組合執行委員長の坂井です。本日は陳述の機会をお与えいただきありがとうございます。私からは 3 点にわたって意見を述べさせていただきたいと思います。

1 つは自治体の非正規労働者、会計年度任用職員が最低賃金の影響を非常に大きく受けているということについて、2 点目は、そういった会計年度任用職員の仕事の実態、それから処遇の実態などです。3 点目として、なぜ会計年度任用職員の賃金や雇用の安定が大事かということについて触れたいと思います。

1 点目の、会計年度任用職員の給与が最低賃金に非常に大きく影響を受けているということについてですが、全国では 649 万人、新潟県内では 20 万人の会計年度任用職員がいるという風に言われています。各自治体では、少なくとも 3 割、多ければ 5 割超えの人たちが会計年度任用職員として働いています。会計年度任用職員は、先ほど事務局からもありました通り、一般職の非常勤地方公務員になっています。ですから最低賃金法は適用外ですが、しかし給与は、正規職員の初任給以下のところ

に格付けされています。

そういったこともあり、令和 4 年 12 月 23 日の総務省通知、総務省はこの会計年度任用職員制度の所管省庁ですので、毎年というか、何か月に 1 回ずついろんな通知を出します。この通知も毎年出ている通知なんですが、この令和 4 年 12 月の通知に初めて、適切な賃金の給与の徹底ということで、地域の実情、最低賃金に留意することという文言が入られました。これは、令和 2 年、3 年ぐらいから、最低賃金のアップ率が徐々に上がってきた時期です。そういったこともあり、公務員の初任給あたりでは、最低賃金ぎりぎり、地域によっては最低賃金を割るというような公務員も出始めたというところがあります。会計年度任用職員はこの正規職員の初任給以下のところに格付けされていますから、明確に最低賃金を割っていた状態などもありました。そういったことについて、我々労働組合が省庁にも働きかけ、そういった中でこういう通知が出されて、以後ずっとこの通知が出されています。

さらに、令和 7 年度の人事院勧告では、初任給と最低賃金に乖離が出た場合、新たな手当を創設して、その手当を使って埋めなさいという勧告まで出されています。やはり公務員といえども、最低賃金をきちんとクリアしていかなければいけないんだということは、もう通年的に言われてきていること、措置されてきていることだと思っています。そういった意味では、この最低賃金の引き上げが、県内だけで言っても 20 万人の会計年度任用職員の生活や仕事に影響を与えるということで、今回私も陳述をさせていただいています。

仕事の実態ですが、会計年度任用職員は正規職員の給料表が適用されています。しかし、保育士などフルタイムで働いている会計年度任用職員は、正規と同じ仕事をやっても給料は良くて 6 割程度で、長年勤務しても給与は変わりません。あるいはちょっと上がったとしても頭打ちになっています。

ですから、5 年働いている人も 10 年働いている人も同じ給料で働いています。これは本当に働く者としてやりきれないというのが皆さん実態として訴えています。

さらには、学校で働く会計年度任用職員はもっと悲惨です。学校に働く図書館司書、この図書館司書ですから当然専門職です。そういった専門職として扱われていないということです。ある 40 代男性の私たちの組合の図書館司書ですが、夏休みは学校が休業になっていますので勤務がありません。

そうすると、通常ですと 14 万円ぐらいの月給ですが、それが 2 万円ぐらいになってしまいます。そういった月が年には 6 か月ほどあります。ですから年収としては 180 万円から 200 万円いくかないかになっています。そういった方が、ただ司書の仕事が本当に好きでやっています。子供たちが好き、本が好き、図書館が好きという人です。

しかし、この年収ですから、車が持てません。彼はどの学校に異動して赴任しても、公共交通か徒歩で通勤をしています。とても車なんか持てないんですと言っていました。このまま 50 歳ぐらいまではなんとかやっていこうと思うと。50 歳を過ぎたら考えなきゃだめだと。県外へ出るか、他の職を探るか、そういったことまで言っていました。非常に優秀な方を、こういった意味で失っていくということだと思っています。

さらに休業日の問題があるのは、障害を持つ子供たちの支援、学校での支援をする特別支援教育の支援員という方たちです。この方たちは、資格はありません。なくてもできる仕事ですが、障害を持っている子供たちに学校にいる間ずっと支援をしているわけですから、そういった障害についての知識も必要ですし、子ども一人ひとりにとってどんな支援がいいのか常に考えて、いろいろ教員の皆さんとも相談しながら仕事をしています。マニュアル通りにできる仕事ではないんです。

しかし、先ほども言ったように年収は 180 万ちょっとです。この方たちも、とてもこれでは生活できないということで、副業している方たちが多いです。ある方は、昼間 3 時 30 分までは学校で支援員

として働く、その後は保育園に行って保育補助として働いて、なんとか20万円程度の月給になっていると。そういう方がいらっしゃいます。

ましてや夏休みは仕事がありませんので、そういった支援員の方達は学童保育の指導員として勤務をしている。こんな兼業をしなければ、とても本来自分たちがやりたい仕事もできない。こういった状況にあるということで、やはり最低賃金が上がっていかなければ、自分たちの給料は上がっていかないということで、こういう状況になっています。3つ目の、この会計年度任用職員の人たちの賃金を上げていくことはどういうことになっていくのかということです。

今、申し上げたように、自治体で働いている会計年度任用職員の仕事は、専門性や継続性が求められているものが多いです。やはり継続性というところは重要だと思っています。多くの会計年度任用職員の皆さんは、仕事にやりがい、誇りを持っています。それは、やはり住民や子供たちのために、あるいは保護者の皆さんのために役に立っていると思えるから、それだけの給与でも仕事を頑張っていると。ただ、やはりこの誇りと働きがいに見合わない給料に、不満と不安も持っているというのも一方では言えます。会計年度任用職員は単年度雇用になっていますので、毎年3月末で雇用が切られます。次年度採用されるかどうかは分かりません。

その上、低賃金で将来も見通せない。そういった職になっていますが、それでも別の職を求めたり、他県へ移動したいという人も少なくはありません。でも、そういった方たちが自治体の仕事の中で3割から5割もいるということで、会計年度任用職員を抜きに、今自治体の仕事は回らなくなっています。最低賃金の大幅引上げが、こういった会計年度任用職員の生活を安定させて、ひいては自治体が行っている行政サービスの知識や経験を継続的に蓄積していくということになると思います。それはひいては、県民や市民への行政サービスの質を引き上げていくものになると考えますので、単に最低賃金の引き上げが会計年度任用職員という非正規の皆さんの生活というだけではなく、県民市民全体への行政サービスに影響を与えているということも、ご理解いただいてご審議をいただければと思います。ありがとうございました。

[長谷川会長]

ただいまの意見陳述について、ご質問やご意見はございませんか。

よろしいですか。

どうもありがとうございました。席にお戻りください。

意見聴取については以上となります。

大変貴重なご意見いただきました。

どうもありがとうございました。

述べられたご意見は今後の審議の参考といたします。

続きまして議題の2、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

[事務局 木村室長]

昨日に中央最低賃金審議会から示されました目安についてご説明させていただきます。資料 No.5 の令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)をご覧ください。

目安額は、Aランク54円、Bランク56円、Cランク56円となっています。新潟県はBランクでありますので、56円です。

審議概要を簡単にお話します。本答申は、地域別最低賃金改定の目安について、金額について、目安小委員会において、意見の一致を見るに至りませんでした。特徴としましては、目安をとりまとめるべく努めたところでございますが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかったものの、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識である。持続的、安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1%程度上回る賃金上昇の賃上げのノルムとして我が国に定着させるためにも、特に地方、中小企業、小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに価格転嫁における対応や、価格転換対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう、政府に対し強く要望するということです。

小委員会報告での具体的な内容としましては、労働者代表の主張として、今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では 3 年連続で 5%を上回る積み上げ、有期、短時間、契約等労働者では 6%台の賃上げが実現した。

様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は、企業だけではなく、消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、すべての働く人の生活を守り景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引き上げを通じ、賃金、経済、物価を安定した循環軌道に乗せていくことが、今、我が国が取るべきベストなシナリオであると主張されました。

使用者代表の主張は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが、引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べられました。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引き上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引き上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業、小規模事業者を含めた企業の賃金支払い能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張されました。

公益委員としては、今年度の目安賃金については、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会における令和 7 年度地域最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理で、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても、徹底すべきであるとの基本的な考え方にに基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会でも審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、日本成長戦略および経済財政運営と改革の基本方針 2026 に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、見解を取りまとめたものである、と報告されております。詳細は後ほどご確認していただければと思います。簡単ではございますが、資料の説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ただいまの説明等につきましてご質問やご意見はございませんか。

続いて、議題の 3 の最低賃金基礎調査結果報告等について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局 久川賃金指導官]

本日お配りしております資料に、2 本の賃金調査の結果がございますので、そちらについてご説明申し上げます。

初めに、資料 No.3 をお開きください。

こちらが令和 7 年賃金構造基本統計調査の結果の公表ということで、本年 3 月に厚生労働省から発表された内容でございます。

賃金構造基本統計調査は国の基幹統計調査で、毎年 6 月末時点での事業者の労働者に関する賃金調査で、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするといった調査でございます。

この資料の 6 ページ目をお開きください。

結果の概要の 1 番のところでございますが、時間の関係もありますので、かいつまんでご説明させていただきます。

まず上の方の第 1 図でございますが、これが一般労働者の性別賃金の推移ということで、男女別、経年的な賃金の推移をグラフ化したものでございます。このちょうど真ん中の細い線が男女計ということで、令和 7 年によりますと、34 万 600 円。これが男女計の全国平均の賃金ということでございます。第1図のグラフを数値化したものが第1表でございまして、それぞれの年の男女計、男性、女性、さらに男女間の賃金格差を表した表になります。

続きまして、資料 No.3-1、A4横のものでございます。こちらの表は、都道府県別の一般労働者の賃金を男女別にお示したものでございます。一番上が全国の平均というところで、一番右側の方の男女計、その下にございます、決まって支給する現金給与額の中の所定内給与額が 34 万 600 円、先ほど話しました数字でございますが、全国の平均所定内給与額が 34 万 600 円という数字でございます。真ん中より少し上に新潟県の数字がでございます。

新潟県も同じところをご覧くださいますと、29 万 1,800 円というのが令和 7 年の男女計の所定内の給与額というところでございます。全国平均 34 万 600 円でございますが、これを上回っておりますのは、東京、神奈川、大阪、愛知の 4 都府県で、いずれも南関東の地域というところでございます。ちなみに新潟の 29 万 1,800 円は全国で 33 番目というところでございます。続きまして、その次のページ、資料 No.3 の 2 というものをご覧ください。こちらは字が細かくて恐縮なんですけど、短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与額を示しておりまして、この 1 枚目が全国の数字となっております。これは業種ごと、規模ごとに計算されて集計されたものでございます。その裏が新潟県の同じくそれぞれの業種、それぞれの規模ごとに集計した数字ということで、ご参考にいただければと思っております。

続きまして、もう 1 つの資料でございますが、資料 No.6 をご覧ください。こちらは令和 8 年、今年の最低賃金に関する基礎調査結果でございまして、まさに今年調査をした集計した結果でございます。この調査は、新潟地方最低賃金審議会におけます、新潟県の最低賃金の決定、改定の審議に資するため、賃金実態を的確に把握することを目的に、毎年 6 月に実施した結果でございます。

次のページをご覧くださいますと、ページ 1 番のところの 3 番としまして調査対象がでございます。その下に表がっておりますけれども、製造業の 100 人未満の規模、さらに情報通信業のうち新聞業、出版業の 100 人未満の規模の事業所、卸小売の 30 人未満の事業所、サービス業等の 30 人未満の事業所、を対象に調査、集計をしてございます。

この業種をもとに細分化しましたものが、次の 2 ページ目の最低賃金基礎調査テーブル表というものがございます。全体が全業種ということでございますが、中央の規模としまして、製造業、情報通信業、卸小売業、サービス業、さらに明細として 01 番から 08 番までございます。これらの集計を行った内容でございます。

1 ページ上がっていただきまして、4 ページをご覧ください。こちらが今回の調査の全業種、全産業の総括ということでございますが、規模別、年齢別にまとめた表でございます。

すでにご覧になったことがある方もいらっしゃると思いますが、初めての方もいらっしゃるかもしれませんので、簡単にご説明申し上げます。一番左の上、合計というところに 344,563 という数字がございます。こちらにつきましては、今回の調査の結果をもとに復元率を復元しました結果、この数が調査対象となったというところでございます。一番左のところに 1,039 円、その下が 1,040 円、1,041 円と 1 円刻みで数字が出てございます。1,039 円から 1,150 円までは 1 円刻み、以降 10 円刻み、1300 円から 2,000 円までが 100 円刻みという形で計算されております。2,000 円以上はひとまとめの設定というところでございます。

この調査につきましては、先ほどの賃金構造基本統計調査と違いまして、例えば建設業とか、運輸交通業とか、入っていない業種もございます。

これに関しましては、あくまでも賃金審議会の審議に資するため、中小零細事業所の労働者の賃金の実態を把握するということを目的といたしまして、比較的低賃金の層の多い産業、規模も中小零細事業所を調査するといったところでございまして、全産業を対象にしているわけではないということをご承知していただければと思います。

現在、新潟県の最低賃金が 1,050 円でございますので、この表の 1,049 円という区分をご覧いただきたいと思います。1,050 円を下回っている方が新潟県内で今回の調査対象でいきますと、9,693 人、率にしまして 2.8%の方が、1,050 円未満で就労されているという形になります。

7 ページに今度総括(2)というものがございまして、こちらも全産業の対象でございまして、内容的には男女別、年齢別で集約をしたものとなっております。続きまして 11 ページをご覧いただきますと、賃金分布表というものがございまして、勤続年数別にどういう形の賃金になっているのかというのを集約したものとなっております。13 ページ以下は、それぞれ今度は業種をもう少し細かく、14 ページ以下はですね業種を細かくしていったものを捉えて数字をさせていただいております。この中で、パート労働者のみの集計をしたものが 117 ページにございます。117 ページ以下がいわゆるパート労働者の方の集計ということでございまして、こちらでは年齢別、規模別、年齢別に捉えさせていただいたパート労働者のみの数値という形になっております。これをご覧いただきますと、先ほどの 1,049 円、いわゆる最低賃金未満の方が、合計で 859 人、率にして 0.8%という数字が未満率でございます。

以上、賃金調査の結果の説明でございました。よろしくお願いいたします。

[長谷川会長]

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

[使用者代表 徳武委員]

ご説明ありがとうございました。今のですね、賃金に関する基礎調査のご説明の中で、ちょっと教えていただきたいんですけども、議論の本質に関係ないかもしれないんで恐縮なんですけど、4 ページに、一番左の列の賃金額 1,049 円以下の方が、合計 9,693 人で、2.8%いらっしゃるというようなお話だったんですけども、こういった方が最低賃金額未満になっている理由というのは、どういうものかわかりになりますか。

最低賃金 1,050 円を下回れば、それは法令違反だということで、罰則がつくわけですけども、企業さんから調査票を出してもらって調査されているってことだと、普通に考えると、自分の会社は最低賃金を守っていませんという報告を出される会社はないと思うんですが、どうしてこういう数が出てくるのかがちょっと分からないのでご説明ください。

【事務局 久川賃金指導官】

ありがとうございます。1つ前のページの3ページに今回の調査の基礎調査票というものをお示ししておりますが、ここに書かれてきているものを元に算定しているものとなります。6月の基本給の賃金形態、および6月の給与単価で、月給、日給、時間給というものがございまして、その右側に諸手当があるわけでございますけれども、場合によってはこの諸手当が正しく算出されていないケースが散見される部分はございます。もちろん時間給として1,050円未満というものがありましたら、念のため確認させていただいて、修正が必要なものは修正させていただいておりますけれども、基本的には事業所から出された数字をベースに、最低賃金に関しましては確認させてもらいますけど、場合によってはその後の手当の漏れですとか、あるいは、6月対象でございますので、月給制の場合で1年変形労働時間制を取っている場合には働く日が多かったりする場合に、その単月で見ると、最低賃金を下回る可能性はあるということもありますけれども、監督指導ではないものですから、細かく聞きづらい部分がございまして、一応確認させていただいておりますけれども、基本的には出されているものをベースに算定させていただいているという形でございます。中には若干の手当の不参入を確認したら修正しますが、手当の参入まで追いかけていない部分もございますので、数値的に出てきているというのが実態でございます。

【使用者代表 徳武委員】

ありがとうございました。今のお話からすると、こういった数字が出てきているというのは様々な要素があって、中には手当の算入漏れがあったというようなお話でしたけれども、そもそも手当は最低賃金の算定対象ではないと思うので、そこはどうかかなと思うんです。

その一方で、例えば調査票の記入間違いがあるとか、その時期的なものがあるとかということでご説明ありましたが、こういったものを元に復元率をかけて計算した結果を出されたと思うんですけれども、そうすると、そもそもこの数字の信憑性やデータの信頼性というのが、どの程度あるのかというのは非常に疑問に思うんですが、そこは担保されているんですか。

【事務局 久川賃金指導官】

この調査に関しましては、基本的には数字が出されているものに関しまして、最低賃金を割れているものに関しては計算方法を確認させていただいております。また、計算誤りがあれば修正したものを入れております。中には中小零細企業も入っているので、法定賃金の1,050円は承知されていますけれども、間違いがないと回答されればそのままの数値としております。大企業であれば問題ないと思うんですが、小企業ですと手書きでつけているところも結構あったり、計算がうまくいってないケースも多少あるという感触は受けるところでございます。

【使用者代表 徳武委員】

それが良いとか悪いとか、調査対象が小規模な事業場なので色々事情があるんだということをご説明していただいて、それは大変よくわかるところで、そこを言うつもりはないんです。1,050円を割っている部分だけでなく、今のご説明を伺う限りですと、基礎調査票の正確性について若干の懸念を感じています。そうすると、1,050円未満の部分だけでなく、調査票全体における数値の信頼性や正確性についても疑問を持たざるを得ないと思います。

もっとも、今の段階で申し上げても致し方ない部分もありますので、本資料については参考資料として拝見させていただきたいと思います。

今後は、可能な限りデータの精度向上と正確性の確保に努めていただくようお願いします。

[事務局 久川賃金指導官]

この調査は生活賃金の審議のデータですので、賃金の部分がはっきり分かるような形で書きやすい調査内容ですとか、改善しながら、厚生労働省の方にも意見をあげていきたいと思っております。

[事務局 木村室長]

1つ補足させていただきます。この調査は事業所の皆さんからご協力いただいているものですが、この調査票につきましては、私ども監督署における監督指導の資料に使うことは一切なく、事業所さんとのお約束で、この基礎調査のためにだけ使うということでお出しいただいております。この調査結果につきましては、我々集計するにあたりまして、いただいたものを最大限尊重しておりますが、特定賃金などの例外的な作業がありますので、そこは確認をさせていただいているところでございます。

基本的にお出しいただいたものは間違いないという考えで集計をさせていただいているところでありますので、毎年そういう姿勢で行わせていただいているところでございます。

その辺はご理解をいただければと思うところです。よろしくお願いいたします。

[使用者代表 徳武委員]

大変よくわかりました。ありがとうございます。

[長谷川会長]

他に何かご質問やご意見はございませんか。よろしいですか。ないようでしたら、次に議題 4 のその他について事務局から説明をお願いします。

[事務局 木村室長]

審議会長宛ての要請書については、前回審議会以後に受け付けた分を資料 No.9 に添付しております。要請書をいただいたのは全部で 4 件になります。

主な内容を申し上げますと、最低賃金の改定にあたっては、物価上昇分を考慮すること、地域間格差の是正、中小企業、小規模事業者が継続的に価格転嫁しやすい環境整備になります。また、監督署の指導の徹底を求める要請もございました。要請に関する説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問やご意見はございませんか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、議題はここまでになりますので、今皆様から何かご質問やご意見、全体を通してございませんでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から何か追加でございますか。

[事務局 木村室長]

特にございません。

[長谷川会長]

ありがとうございます。以上となりますので、本日の審議を終了いたします。議事がすべて終了いたしましたので、議事進行を事務局へお返しします。

[事務局 佐藤室長補佐]

議事進行ありがとうございました。次回の開催についてご案内をさせていただきます。第3回新潟地方最低賃金審議会本審の開催でございますが、8月5日午後2時から、本日と同じこの4階共同教養会議室で開催させていただく予定としております。

なお、本審の前に行います、専門部会の審議状況によっては、本審の開始時刻が遅れる場合がございますので、ご承知のほどよろしくお願い申し上げます。

また、この後、午後4時から第1回専門部会をこの会場で開催いたします。これより会場設営を行いたいと思います。専門部会の委員の皆様におかれましては、控室をご用意させていただいております。公益委員の皆様の控室は3階の第3小会議室、労働者代表委員の皆様におかれましては控室を3階第2小会議室、使用者代表委員の皆様の控室は3階労働基準部長室となっております。

これより控室へご案内を申し上げます。

専門部会へご出席の公益委員の皆様におかれましては、この会議終了後、控室の第3小会議室において公益委員会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お手数ですが、廊下でお待ちいただけますようお願いを申し上げます。

それでは以上をもちまして、第2回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。お疲れ様でした。